

高知県立消費生活センター
地域見守り情報



第219号

海産物の電話勧誘トラブル ～年末にかけて特に注意を～

海産物の電話勧誘トラブルに関する相談が、全国の消費生活センター等に寄せられています。

「北海道内の水産業者」を名乗る業者が電話をかけてきて、「北海道産」と言って価格に見合わない海外産の海産物を販売したり、一部の国・地域による日本産の海産物の輸入規制強化等に関連し、「困っているので支援してほしい」などと、消費者の善意につけ込む例も見られます。カニなどの海産物の購入機会が増える年末にかけて、こうしたトラブルが増加する可能性がありますので、注意しましょう。



【事例】

「日本の海産物が輸入規制されて輸出できず困っている。助けると思い、買ってほしい」と電話があった。
気の毒に思い代引きで購入したが、届いた商品の品質が悪く返品したい。

アドバイス

- ・電話勧誘で購入を承諾してしまっても、特定商取引法に定める書面を受け取った日から数えて8日以内であれば、書面またはメール等によりクーリング・オフができます。
- ・電話で勧誘を受けた際、少しでもおかしいと感じたら、きっぱりと断りましょう。
電話機のナンバー・ディスプレイ機能を利用して知らない電話には出ない、あるいは、常時留守番電話にしておくのも一法です。
- ・断ったのに一方的に商品が届いた場合は、送り主の名称や所在地をメモして、事業者の情報を控えてから、受取拒否をし、代金を支払わないようにしましょう。
- ・不安なとき、トラブルになったときは消費生活センターや警察等に相談しましょう。